

令和4年度 指名停止措置業者一覧表

No.	業者名	所在地	指名停止事由(措置要件)	指名停止期間	備考
17	株式会社水機テクノス	東京都世田谷区 桜丘5丁目48番16号	<p>当該業者は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。並びに、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。</p> <p>また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し、虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。</p> <p>このことに対し、国土交通省関東地方整備局から令和5年2月10日付けで、建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。</p>	令和5年 3月13日から 令和5年 6月12日まで (3月間)	
			鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第11項:建設業法違反)		
16	水道機工株式会社	東京都世田谷区 桜丘5丁目48番16号	<p>当該業者は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。並びに、建設業法第26条の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。</p> <p>また、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し、虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を資格審査に用いた。</p> <p>このことに対し、国土交通省関東地方整備局から令和5年2月10日付けで、建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。</p>	令和5年 3月13日から 令和5年 6月12日まで (3月間)	
			鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第11項:建設業法違反)		
15	五洋建設株式会社	東京都文京区 後楽二丁目2番8号	<p>当該業者の使用人は、「新名神高速道路大津ジャンクション東工事」に関し、令和3年7月9日に作業員が高所作業車から転落し負傷したことについて、所轄の大津労働基準監督署長に遅滞なく報告すべきところ、令和3年8月19日に至るまで報告しなかったとして、労働安全衛生法違反により、令和4年12月22日付けで大津簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。</p>	令和5年 3月13日から 令和5年 4月12日まで (1月間)	
			鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第12項:不正又は不誠実な行為)		
14	有限会社丸翔工業	鹿児島市武一丁目 44番17号	<p>本市発注の「ツインハウス南林寺外壁改修工事(その1)」において、安全管理の措置が不適切であったため、下請業者が足場解体作業中に、足場材が落下し、現場付近の通行人にあたり、負傷させた。</p>	令和4年12月27日から 令和5年 1月26日まで (1月間)	
			鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第1第5項:公衆損害事故)		

令和4年度 指名停止措置業者一覧表

13	協和テック株式会社	鹿児島市吉野町 4443番地7	本市発注の「ツインハウス南林寺外壁改修工事(その1)」において、安全管理の措置が不適切であったため、下請業者が足場解体作業中に、足場材が落下し、現場付近の通行人にあたり、負傷させた。	令和4年12月27日から 令和5年 1月26日まで (1月間)	
			鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第1第5項: 公衆損害事故)		
12	西日本電信電話株式会社	大阪市都島区 東野田町4丁目15番 82号	令和4年10月6日、公正取引委員会は、広島県又は広島市が発注の特定コンピューター機器の入札等の参加業者に対し、独占禁止法違反(第3条: 不当な取引制限の禁止)を認定し、当該業者は排除措置命令を受けた。	令和4年10月21日から 令和4年12月20日まで (2月間)	
			鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第4項: 独占禁止法違反行為)		
11	中外テクノス株式会社	広島市西区 横川新町9番12号	令和4年10月6日、公正取引委員会は、広島県又は広島市が発注の特定コンピューター機器の入札等の参加業者に対し、独占禁止法違反(第3条: 不当な取引制限の禁止)を認定し、当該業者は排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	令和4年10月21日から 令和5年2月20日まで (4月間)	
			鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第4項: 独占禁止法違反行為)		
10	株式会社浅沼組	大阪市浪速区 湊町1丁目2番3号	当該業者の元千葉営業所長(一般役員等)が、千葉県市川市が発注した市川市立塩浜学園の旧校舎取り壊し工事をめぐり、公正な入札を妨害したとして、令和4年8月16日に公契約関係競売入札妨害罪で起訴された。	令和4年10月18日から 令和4年12月17日まで (2月間)	
			鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第6項: 競売入札妨害又は談合)		
9	有限会社前田工務店	鹿児島市 誠川町13番4号	当該業者は、本市発注の「玉里団地住宅27号棟新築本体工事」において、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者(下請業者の作業員)に負傷者を生じさせた。	令和4年 8月2日から 令和4年 9月1日まで (1月間)	
			鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第1第7項: 工事関係者事故)		

令和4年度 指名停止措置業者一覧表

8	株式会社岩田組	鹿児島市 南郡元町18番8号	当該業者を構成員とする特定建設工事共同企業体が施工する本市発注の「玉里団地住宅27号棟新築本体工事」において、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者(下請業者の作業員)に負傷者を生じさせた。	令和4年 8月2日から 令和4年 9月1日まで (1月間)	
			鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第1第7項: 工事関係者事故)		
7	南生建設株式会社	鹿児島市 平之町8番13号	当該業者を構成員とする特定建設工事共同企業体が施工する本市発注の「玉里団地住宅27号棟新築本体工事」において、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者(下請業者の作業員)に負傷者を生じさせた。	令和4年 8月2日から 令和4年 9月1日まで (1月間)	
			鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第1第7項: 工事関係者事故)		
6	小牧建設株式会社	鹿児島市 郡元一丁目1番2号	当該業者を構成員とする特定建設工事共同企業体が施工する本市発注の「玉里団地住宅27号棟新築本体工事」において、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者(下請業者の作業員)に負傷者を生じさせた。	令和4年 8月2日から 令和4年 9月1日まで (1月間)	
			鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第1第7項: 工事関係者事故)		
5	株式会社西原環境	東京都港区 海岸3丁目20番20号	当該業者は、豊橋市発注の下水処理施設の保守点検業務の現場において発生した労働者の死亡事故に関し、転落の危険があるマンホールに囲い等を設けず、労働災害防止に必要な措置を講じなかったとして、令和4年5月10日、労働安全衛生法違反の罪で豊橋区検察庁から略式起訴され、同年5月23日、豊橋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。	令和4年 7月29日から 令和4年 8月28日まで (1月間)	
			鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第12項: 不正又は不誠実な行為)		
4	株式会社銭高組	大阪市西区 西本町2丁目2番4号	当該業者の元名古屋支店長(一般役員等)が、近畿中部防衛局が発注した航空自衛隊岐阜基地(岐阜県各務原市)の施設工事をめぐり、公正な入札を妨害したとして、令和4年5月31日に公契約関係競売入札妨害罪で起訴された。	令和4年 6月28日から 令和4年 8月27日まで (2月間)	
			鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第6項: 競売入札妨害又は談合)		

令和4年度 指名停止措置業者一覧表

3	アイサワ工業株式会社	岡山市北区 表町1丁目5番1号	当該業者の社員(使用人)が、近畿中部防衛局が発注した航空自衛隊岐阜基地(岐阜県各務原市)の施設工事をめぐり、公正な入札を妨害したとして、愛知県警に逮捕され、その後、令和4年5月31日に公契約関係競売入札妨害罪で起訴された。 また、同日、名古屋支店長(一般役員等)も同罪で起訴された。	令和4年 6月28日から 令和4年 8月27日まで (2月間)	
			鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第6項:競売入札妨害又は談合)		
2	マルユウ工業株式会社	鹿児島市岡之原町 4300番地722	当該業者は、令和4年6月8日に執行した本市発注の「原良小学校ほか1校トイレ洋式化改修工事」の指名競争入札において、同日付けで落札者として決定された。しかし、同月9日に「工期内の履行が困難」を理由に契約辞退届を本市へ提出し、契約締結を辞退した。	令和4年 6月10日から 令和4年 9月 9日まで (3月間)	
			鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第3第5項:契約不履行等)		
1	大福コンサルタント株式会社	鹿児島市 東郡元町17番15号	当該業者は、水道局が令和2年度に発注した「吉野町汚水管路施設工事実施設計業務委託」に関し、水道局に対して虚偽の報告を行ったため、水道局から不正又は不誠実な行為による指名停止措置(令和4年5月13日から令和4年6月12日まで1か月)を受けたものである。	令和4年 5月16日から 令和4年 6月15日まで (1月間)	
			鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱 (別表第2第12項:不正又は不誠実な行為)		